

税率決定 平成21年度国民健康保険税

**保険税が
国民健康保険を支えています**

みなさんが納めた保険税は、国の補助金などとともに、国民健康保険の大切な財源となっています。国民健康保険はこの財源をもとに、みなさんがお医者さんにかかったときの費用などを負担しています。また、出産育児一時金や葬祭費などの給付をしたり、特定健診などの保健事業にも使われています。このようにみなさんが納める保険税は、みなさんに大きな負担をかけることなく、安心して生活するためにとても大切なものです。大きな病気やケガをしたときでも、すべての人が安心して医療を受けることができるように、国保の安定した運営ができるように、保険税をきちんと納めましょう。



国保税は、次の4つの算定によって出た額を合計したものです。

- 所得割：前年の所得に対する税率
- 資産割：固定資産税額に対する税率
- 均等割：被保険者1人あたりの税額
- 平等割：加入世帯1世帯あたりの税額

()カッコは平成20年度の税率。医療給付費分、後期高齢者支援金分は平成20年度と同じです。

■平成21年度 税率・税額■

	医療給付費分 0歳～74歳	後期高齢者支援金分 0歳～74歳	介護納付金分 40歳～64歳
所得割	4.72%	1.99%	2.03% (1.98%)
資産割	25.45%	10.50%	12.98% (12.85%)
均等割	18,800円	7,950円	9,200円 (10,640円)
平等割	17,000円	7,100円	5,200円 (6,150円)
課税限度額	470,000円	120,000円	100,000円 (90,000円)

■平成21年度国民健康保険税納期限■

第1期	平成21年 6月30日 (火)
第2期	平成21年 8月31日 (月)
第3期	平成21年11月 2日 (月)
第4期	平成22年 2月 1日 (月)

※期限内の納付をお願いします。

特別徴収該当の方は、年金受給(4・6・8・10・12・2月)の際に年金から引き落としになります。

■特別徴収

65歳から74歳までの世帯主の方で、次の①～③のすべてに当てはまる方は、年金から国民健康保険税が引き落としされます。

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者
- ② 世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満
- ③ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金支給額の2分の1を超えない

(2分の1を超える場合は、介護保険料の引き落としが優先され、国民健康保険税は普通徴収で納めていただくことになります)

○特別徴収の方は、届出により納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができます。

国民健康保険税について

国民健康保険税は普通徴収・特別徴収・普通徴収と特別徴収を組み合わせた併合徴収があります。

「特別徴収」とは国民健康保険税が年金から引き落とされて納める仕組みをいい、金融機関や役場の窓口で納めたり口座振替で納める仕組みを「普通徴収」といいます。

【退職者医療制度】

勤めていた会社などを退職し、年金(厚生年金など)を受けられる65歳未満の人とその家族(被扶養者)は「退職者医療制度」で医療を受けることになります。自己負担割合および保険税は一般の国保と同様です。

●対象となる人

- ・65歳未満で国保に加入している人
- ・厚生年金や各種共済組合などから老齢(退職)年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人

●加入手続き

年金受給権の発生した日から、退職者医療制度の適用資格を得ます。年金証書を受け取ったら14日以内に窓口へ届け出てください。

【届け出に必要なもの】

- 年金証書
- 保険証
- 印鑑

※忘れずに届け出をしてください。

退職者医療制度に加入手続きをしないと、従来加入していた健康保険などからの拠出金が国保に納付されなくなり、その拠出金で負担すべき医療費分まで国保が負担することになります。このため、国保財政の負担が大きくなり、保険税の値上げにもつながります。対象となったら必ず届け出をお願いします。

【国保に加入するとき・やめるとき】

国保に加入したり、やめるときは、**14日以内**に窓口へ届け出てください。対象になったら必ず届け出をしましょう。

●国保に加入するとき

- ・職場の健康保険などをやめたとき
- ・他の市区町村から転入したとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき



！届け出が遅れると！

- ⇒保険税は資格を得た月までさかのぼって支払うことになります。
- ⇒保険証がない間の医療費は、全額自己負担になります。

●国保をやめるとき

- ・職場の健康保険などに加入したとき
- ・他の市区町村へ転出するとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受け始めたとき
- ・長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の対象となったとき(75歳になり対象となる場合は届け出不要)

！届け出が遅れると！

- ⇒資格を喪失した保険証で診療を受けると、国保が負担した医療費はあとで返すことになります。
- ⇒他の健康保険などに加入すると、保険税を二重払いすることになります。

■前年の所得状況により 保険税が軽減されます

国民健康保険に加入している世帯は、その世帯の前年中の所得状況等に応じ国民健康保険税が課税されますが、規定により均等割額、平等割額が軽減されます。

【所得軽減判定基準】

- ◆ 世帯(世帯主と被保険者)の所得の合計額が33万円以下の世帯…7割軽減
- ◆ 33万円+(24万5000円×世帯主を除く被保険者数+特定同一世帯所属者数)…5割軽減
- ◆ 33万円+(35万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)…2割軽減

■収入状況などにより保険税が 減免される制度があります

世帯主の死亡や長期疾病、失業や廃業など特別な事情により生活が非常に困難となった世帯や、火災などにより建物を焼失した世帯、収監期間中であるなどは、規定により減免が受けられる場合があります。

◆問い合わせ先

保険税については税務課 ☎0859・54・5208
国民健康保険については
住民生活課 ☎0859・54・5210